

## 伯耆町敬老事業交付金の概要

該 当 者	令和8年4月1日現在で満77歳以上の方で伯耆町内に住所を有する方	
対 象 事 業	敬老会開催事業	記念品配布事業
事 業 内 容	各地区公民館等で敬老会該当者を主とした敬老会を開催する事業	敬老会該当者に対して記念品の配布のみを行う事業
対 象 経 費	入場料、入浴料、会場借上料、材料費、食糧費、アトラクション等に要する経費、記念品等に要する経費	記念品代、記念品等の購入に要する経費
交 付 金 額	該当者1人当たり 3,500円	該当者1人当たり 2,000円

- ※ 敬老会開催事業と記念品配布事業を重複して実施することはできません。
- ※ 敬老会開催事業は、各公民館等で敬老会該当者を主とした敬老会を開催する事業であるため、対象者が集まらない場合は、事業として認められません。
- ※ 敬老会開催事業を実施された自治会については、実施報告書を提出していただきます。会の開催の様子を撮影した写真も添付していただく必要がありますので、開催の際に忘れないよう写真の撮影をお願いします。
- ※ 基準日（4月1日）以降に亡くなられた方も敬老事業の対象となります。対応方法については各自治会で決定してください。なお、対象者の死亡により事業を実施する時点で人数が減少した場合でも交付金の返金は不要です。
- ※ 敬老会開催事業の予定で交付金の交付を受けた自治会が事業を実施される段階で記念品配布事業に変更された場合は、差額を返金していただきます。